

## ～市街化調整区域内の集落地の良好な環境維持と活性化に向けて～

### 都市計画法に基づく地区計画を決定

# 「大谷周辺地区」「役場周辺地区」

美浦村では、平成27年5月1日付けで、都市計画法に基づく「稲敷東部台都市計画地区計画(大谷周辺地区)(役場周辺地区)」の決定をしました。これにより、地区計画の区域内においては市街化調整区域ながら一定の要件を満たせば建築や開発が可能となり、良好で活力ある集落環境づくりを進めていきます。

#### ◆《地区計画制度と導入目的》

地区計画制度とは、住民の身近な生活空間である地区や街区を対象とする都市計画で、道路や公園等の公共施設の配置や建築物の建て方等に関するルールを定めることにより、地区を良好で秩序ある環境に整備・保全するための制度です。

美浦村では、市街化調整区域(市街化を抑制する地域)にたくさんの集落が点在することから、これらの集落の維持や活性化に向けた施策が必要な状況にあります。特に近年は、少子高齢化や転出による人口減少、住民の生活・行動が村外へ依存する傾向が顕著となっています。このような状況の中、村の中央を横断する国道125号バイパスの一部延伸の具体化を機に、新たな交通結節点となる「大谷周辺地区」や、村役場や中央公民館等の公共公益施設が集積する「役場周辺地区」において、都市計画法に基づく「地区計画制度」を活用し、道路や下水道のインフラ整備等、生活利便性の向上と住みよい環境づくりに向けた土地利用を推進します。



#### ◆《地区計画に関する届出》

地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、計画の区域内で建築物等の建築等を行う場合には、事前に村へ届出をしてください。

- ・建築物を建築するとき
- ・工作物を設置するとき
- ・土地の区画形質を変更するとき

※着手する日の30日前までにお届ください。

詳細については、村ホームページの地区計画制度のページをご覧ください。

□お問合せ先 役場都市建設課 ☎885-0340(内)222

### 「旧耐震基準」の木造住宅には耐震診断支援制度があります



皆さまのお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します。旧耐震基準(昭和56年5月以前の耐震基準)で建てられた建築物は、耐震性が不足していたり、東日本大震災等により耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの住宅の耐震性を把握する事が大切です。

▶**申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書(役場都市建設課窓口または村ホームページに掲載)に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。

▶**対象住宅** ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの、②一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上のもの)でどちらも延べ床面積30㎡以上のもの

▶**診断費用** 一戸当たり4,158円(個人負担分) ▶**申込期限** 平成27年9月30日(水)

▶**診断支援戸数** 10戸以内 ■**申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223

※村では、申込みをしていない方に診断の勧誘や診断士を訪問させることはありません。